

## 評議員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターの評議員に対する報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

### (報酬の区分)

第2条 評議員の報酬は、評議員手当とする。

### (評議員手当)

第3条 評議員手当は、評議員会出席1回につき、次に掲げる区分により支給する。

- 一 評議員会の議長 30,000円
  - 二 その他の評議員 25,000円
- 2 評議員会の議長以外の評議員が、定款第26条第3項の規定により議長の職務を代理するときは、前項第1号の評議員手当を準用する。
- 3 定款第31条第1項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合及び定款第32条の規定により評議員会への報告があったものとみなされた場合には、第1項の規定にかかわらず、同項第2号の評議員手当を支給する。

### (報酬の支給日及び支給方法)

第4条 評議員の報酬は、当月分を翌月20日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

- 2 評議員の報酬は、法令に基づき評議員の報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接評議員に支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、評議員から申出があった場合には、本人が指定する銀行の本人名義の口座への振込みの方法により支払うことができる。

### 附 則

この規程は、平成22年3月11日から施行する。

### 附 則

この規程は、2020年6月19日から施行する。